

北区子ども感動コミュニティ機構規約

平成16年6月29日(火)改定

第1. 目的

新しい市民社会の実現を理念とし、これまでの枠組みを超えて、更に多くの区民やグループを巻き込み、行政と互いにパートナーとして連携することで、「子どもの育ちをはぐくむ地域活動」をますます充実させ、子どもや、子どもをもつ親が「北区に生まれて良かった」「北区で育てて良かった」と、又、支援する人たちが活動を通じて「北区に住んで良かった」と、互いに感動を分かち合い、支え合う「地域づくり」を目指し、区民の生活の向上に寄与することを目的とする。

第2. 活動内容

1. 交流事業

子どもの育ちあるいは子育てに関する交流事業の企画と実施

2. 研修および研究事業

子育てに関する地域リーダー研修

子どもの育ち、子育てに関する調査研究

3. 情報ネットワーク事業

子育てに関する情報ネットワーク事業

子どもに伝えたい地域リソースネットワーク事業

4. 子ども会等新たなコミュニティ活動とネットワーク事業の推進

5. 子育てあるいは子どもに関する施設管理、事業の受託

6. その他子どもの文化育成に関する事業等、総会が必要と認めた事業

第3. 会員

1. この会は、次の3種を会員とする。

正会員

この会の設立に賛同した個人を正会員とする。

但し、新たな正会員の入会については、委員会の承認を必要とする。

ア、正会員は、総会により別に定める会費を納入しなければならない。

イ、正会員が次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ・本人から退会届けの提出があったとき
- ・本人が、死亡したとき
- ・継続して1年以上会費を滞納したとき
- ・総会により除名されたとき

賛助会員

この会の趣旨に賛同し、活動するプロジェクトあるいは事業に協賛する団体、及び個人

利用会員

この会が行う事業、催し、施設等を利用する個人

* 会費等

正会員：年間 3,000 円(個人) 賛助会員(個人、団体): 年間 1 口 3,000 円

議決権は、正会員のみが有する。

第4．機関

1．本会を円滑に運営するために次の機関をおく。

総会：正会員をもって構成する。

役員会

委員会

2．役員の職務

代表は、この会を代表し、その業務を総括する。

代表に事故あるときは、副代表がその職を代行する。

役員会は、代表、副代表、会計の役員をもって構成し、事務局と会議をもつ。

第5．総会

1．総会は、以下の事項について議決する。

機構としての事業計画の審議と決定について

事業計画の予算、決算について審議する。

役員、運営委員の選任について(任期2年、再任をさまたげず。出席の過半数で成立)

その他

第6．会計

1．本会の経費は、会費および賛助会費等を充てる。

2．この会に会計監査をおく。

第7．事務局

1．本会の事務局は、「北区育ち愛ほっと館」におく。

2．事務局長の選任を役員会が行う。

以上

会則制定 平成13年9月18日

第1次改定 平成15年7月10日

第2次改定 平成16年6月29日